

# 地場産そば粉で食育調理実習

弟子屈産のそば粉を使って、調理実習を行います。

▼日時／2月18日(木) 13時から(所用時間1時30分ほど)

▼場所／社会老人福祉センター2階 調理実習室

▼内容／そば粉の皮のギョーザ

▼参加費／1人300円

▼持ち物／エプロン・三角巾

▼定員／12人(先着順)

▼申込締切日／2月16日(火)

▼申し込み・問い合わせ先／役場健康推進課健康推進係 ☎482・2935(課直通)まで。

# 競争入札参加資格申請のお知らせ

町が発注する工事などの請負・設計・物品購入、その他の契約にかかる平成27・28年度競争入札参加資格審査申請の中間受け付けを行います。

昨年、申請書を提出し受理された方は、申請の必要はありません。

▼受付期間／2月1日(月)～2月12日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

▼受付時間／9時30分～16時30分

※詳しくは、町公式ウェブサイトを

# 休日公証相談を行います

ス釧路 ☎0503383・5677まで。

▼日時／2月28日(日) 10時～16時

▼場所／釧路公証人役場(釧路市末広町7丁目2番地 金森ビル)

▼相談内容／遺言、相続、任意後見、尊厳死宣言、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与など。

▼相談料／無料

▼申し込み方法／相談を希望される方は、2月26日(金)までに電話で予約してください。

▼予約・問い合わせ先／釧路公証人役場 ☎0154・251365まで。

# てしかが国際交流会「トークショー」開催

てしかが国際交流会(TIA)では「もつと外国を知ろうプログラム」第20回「トークショー」を開催します。

今回のゲストは間瀬年一さん(登別市在住)。「ケニアの孤児たちと寝食を共にして」と題して、アフリカでの支援活動について

# 認知症を啓もうする認知症の団員を募集

「笑劇団Cats」は、劇を通して認知症を支えていくことを目的に、町内のケアマネージャーや介護サービス事業者の方で結成された劇団です。活動の幅を広げるため、劇団の活動に協

## 生活情報をみなさんにお知らせ!



- 連絡先
- 役場 ☎482-2191
  - 川湯支所 ☎483-2043

力してください。一般の方を募集しています。一緒に認知症の啓もう活動を行いませんか。

▼活動内容／劇の上演、台本や小道具などの作製

▼次回活動日／2月17日(水) 17時45分～ 役場厚生室

▼問い合わせ先／役場健康推進課地域包括支援係 ☎482・2935(課直通)まで。

# おとくDEしよう品券は期限内に使用を

おとくDEしよう品券の使用期

お話ししていただきます。

▼日時／3月12日(土) 13時30分～16時

▼場所／川湯ふるさと館

▼参加費／500円

▼問い合わせ先／てしかが国際交流会 黒石 ☎482・6688、須藤 ☎482・4824まで。

# 保健所で心の健康相談を行っています

釧路保健所では、保健師や精神科医師による心の健康相談(精神保健福祉相談)を行っています。

▼保健師による相談(電話・面接)／月～金曜日の9時～17時

▼精神科医師による相談(面接)／2月19日(金) 14時(要予約)

▼場所／釧路保健所2階相談室

▼予約・問い合わせ先／釧路保健所精神保健福祉係 ☎015

# 職業能力開発促進センター受講生募集

北海道職業能力開発促進センター釧路訓練センターでは、4月受講生を募集します。

▼対象／ハローワークに求職の

## 文化センターガイド

### 2月 アリーナ町民開放日

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
区	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
分	休	休			◎	◎	休	休	休	休	休	◎	◎	◎	休
日	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	1
区	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
分	休				◎	休						◎	◎		休

◎=全面 ○=半面 休=休館日(時間帯は18:00～21:00です)

1月6日現在の予定ですので、町民開放利用を希望する方は、文化センターにあらかじめお問い合わせください。

### 今月の主な行事予定

- 11日 ストレッチ教室
- 14日 ソフトテニス親睦大会
- 21日 ソフトバレーボール大会
- 28日 摩周レディースソフトテニス大会

問い合わせ先  
釧路圏摩周観光文化センター ☎482-1811

# 法テラス釧路による無料法律相談会

民事法律扶助制度利用促進のため、無料法律相談会事前予約制を開催します。借金、家庭、職場など生活上のさまざまな悩みを相談してみませんか。

▼主催／釧路弁護士会、釧路司法書士会

▼期日／2月24日(水)～26日(金)の10時～16時に、法テラス釧路に電話で予約してください。

▼予約・問い合わせ先／法テラ

# 寄付ありがとうございました

- ▼武内 才一 様(秋田県)
- ▼現金 100万円
- ▼仁伏船着き場整備に役立ててほしい。
- ▼神原 典幸 様
- ▼現金 5千円
- ▼観光振興に役立ててほしい。
- ▼弟子屈町睦会
- ▼会長 金子 ひで子 様
- ▼現金 1万円
- ▼匿名 様(横浜市)
- ▼現金 1万円
- ▼摩周・屈斜路環境にやさしい町づくり寄附金。
- ▼匿名 様(横濱市)
- ▼現金 5万円
- ▼亡妻(猪狩サダ)が生前、町にお世話になったお礼として、社会福祉に役立ててほしい。
- ▼畑 光昭 様(東京都)
- ▼サツマイモ 25kg
- ▼サトイモ 11kg
- ▼老人ホームの利用者に食べてほしい。
- ▼今井林業(株)
- ▼代表取締役 西村 良雄 様
- ▼クリスマスツリー用トドマツ
- ▼おひさま保育園の子どもたち
- ▼に、実物の木への飾りつけを楽しんでほしい。
- ▼一般社団法人 北海道LPガス協会 釧路支部 弟子屈分会
- ▼会長 上村 保範 様
- ▼ポータブルガス発電機 1台
- ▼災害等支援機材として活用してほしい。

## 2月 川湯屋内温水プールからのお知らせ ☎483-2072

- ▼初心者水泳教室(一般成人)
  - ◇日時／7、14、28日 14時～14時45分
- ▼がんばれ水泳教室(25メートル泳げる成人)
  - ◇日時／③、5、⑩、12、⑰、19、⑳、26日 14時～14時45分
  - ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- ▼水中運動教室(一般成人)
  - ◇日時／④、6、⑪、13、⑱、⑳、27日 14時～14時45分
  - ※○は送迎バスあり(13時05分 公民館前発)
- ▼水中ジョギング教室(一般成人)
  - ◇日時／3、10、17、24日 10時30分～11時15分
- ▼幼児・小学生父母教室(幼児・小学生教室参加の保護者)
  - ◇日時／6、7、13、14、27、28日 10時30分～正午
- ▼小学生水泳教室(初めて水泳を習う1年生)
  - ◇日時／14、28日 10時30分～11時15分
- ▼小学生水泳教室(初めて水泳を習う2～6年生)
  - ◇日時／6、13、27日 10時30分～11時15分
- ▼フリー教室(町内在住の65歳未満の方)
  - ◇日時／4、5、11、12、18、19、25、26日 10時～正午
- ▼選手コース(摩周スイミングスクール所属)
  - ◇日時／3、4、5、6、7、10、11、12、13、14、17、18、19、24、25、26、27、28日 15時～17時



- ▼利用料
  - 小・中・高校生／無料
  - 一般／540円(税込み)
- ▼休館日
  - 今月の休館日(1、2、8、9、15、16、20、21、22、23、29日)
  - 10時～17時(水・木・金・土・日)
- ▼開館時間
  - 毎月第2・4土曜日は無料開放日!



# 町営住宅 入居者を募集します

役場では、次の期間で町営住宅入居者を募集します。入居者は、条件を備えている方から、困窮度などに応じて決定します。

- ▶受付期間／2月2日(火)～2月9日(土・日曜日を除く)
- ▶受付窓口／役場建設課管理係・川湯支所
- ▶入居時期／2月下旬～3月上旬の予定
- ▶入居敷金／住宅料の2倍の額(緑団地単身者用)

※入居要件、入居基準など、詳しくはお問い合わせください。

※入居しようとする方、同居しようとする親族などが暴力団員である場合は、入居が認められません。

□問い合わせ先／役場建設課管理係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 1 (課直通)まで。

公募対象住宅一覧表					
団地名・構造	建設年度	規模	月額住宅料	戸数	備考
※緑団地単身者用(中層耐火3階建)	H6	1LDK	30,000円	1	47.40㎡(3階)

注1 ※印の団地は、管理費が毎月200～3,000円程度かかります。(団地によって異なります)  
注2 場合によっては募集内容を変更することがありますので、あらかじめご了承願います。

# 町公式ウェブサイトのトップページをリニューアル!

町公式ウェブサイトのトップページをリニューアルしました! ページのレイアウトを見直して、検索したい内容を分かりやすく分類。より検索しやすくなりました。

町からの告知内容は「お知らせ」「募集」「イベント」に整理しました。

各ページには、ソーシャルボタン(LINE(ライン)、Twitter(ツイッター)、Facebook(フェイスブック))を配置。クリックすることにより、そのアプリを通じて情報を共有できるようになりました。

ウェブサイトならではのスピード感を生かしてさまざまな話題やお知らせを提供し、皆さんに役立つサイト運営を行ってまいりますので、よろしくお祈りします。



左の二次元コードを読み取ると、携帯電話やスマートフォンでご覧になれます。

URL <http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp>



問い合わせ先／役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

2016年 **2月13日(土) 14日(日)** 会場: ふれあいスペース (弟子屈商工会 会館 駐車場)

イルミネーション・アイスキャンドル  
ジャンボ滑り台  
雪像コンテスト  
全道氷上綱引き大会  
ウインター大抽選会  
摩周冬空花火(13日20時45分ごろ)  
子どもお菓子まき  
体験ゾーン  
(馬木「バギー」作り・アイスクリューム作り)

寒中焼肉チケット(前売り1,000円)販売中!  
(当日1,200円)  
焼肉1人前・ドリンク1杯・お楽しみ抽選券  
釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウェイ

問い合わせ先／摩周ウインターフェスタ実行委員会(弟子屈町商工会内) ☎ 4 8 2 - 2 2 5 9

## 2月7日は北方領土の日

わが国固有の領土である歯舞諸島、色丹島、国後島、択捉島からなる北方四島の早期返還の実現については、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。

北方領土問題解決のため、これまで日露両国間では精力的な外交交渉が続けられていますが、北方領土返還要求運動が始まってから70年が経過した現在もなお、領土返還への具体的な道筋は見えないままとなっています。

国の外交交渉を積極的に後押しし、さらなる道民世論の結集を図るため「日露通行条約」署名の日(1855年2月7日/安政元年12月21日)を記念して、1981(昭和56)年1月6日の閣議で、2月7日が「北方領土の日」と定められました。この日を中心に、北海道独自の取り組みとして「北方領土の日特別啓発期間(1月21日～2月20日)」を定め、道、市町村、関係団体が連携し、国民世論を盛り上げるための各種行事が各地で開催されます。

北海道では、雪まつりや氷まつりなど地域の行事と合わせて、署名運動や講演会、ポスター展など多彩な行事が展開されます。

本町においても、町内4カ所(役場・川湯支所・屈斜路研修センター・道の駅)に署名コーナーを設置していますので、皆さんのご署名をよろしくお願いいたします。

□問い合わせ先／役場総務課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 2 (課直通)まで。

## 2月の町税などの納期限

今月の町税などの納期限は次のとおりです。納め忘れのないようにしましょう。

2月25日(木)

- ▶国民健康保険税9期
- ▶後期高齢者医療保険料9期
- ▶介護保険料5期

## 夜間納税窓口を開設

日中、仕事などで役場に来られない方々のために「夜間納税窓口」を開設します。ぜひ、ご利用ください。

- ▶開設日時／2月24日(水) 午後8時まで
- ▶開設場所／役場庁舎・川湯支所

□問い合わせ先／役場税務課  
☎ 4 8 2 - 2 9 1 4 (課直通)まで。

## 出張年金相談所を開設

★日時／3月3日(木) 10時30分～14時  
(受け付けは13時30分まで)

★場所／町公民館

★主催／釧路年金事務所

★予約受け付け／2月26日(金)まで  
(完全予約制)

□予約・問い合わせ先  
☎ 0 1 5 4 6 0 0 0 (お客さま相談室)  
※年金相談の予約をするためには、基礎年金番号をご確認の上、釧路年金事務所へご連絡ください。後日、予約確認・添付書類などの連絡を行います。

## 注意!! 屋根からの落氷雪

毎年、冬になると、沿道建物などからの落氷雪による死傷事故が多く発生しています。

皆さんも冬期間の生活には苦勞されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故をなくすため、特に次のことに注意していただくようお願いします。

- ◆屋根の雪や氷、つららが道路に落ちるような建物には、落雪などによって事故が起きないように、丈夫な雪の滑り止めなどを付けるようにしてください。
- ◆雪の滑り止めを付けてあっても、強さが足りなかったり、針金などが古くなってさび付いていると、壊れて落ちることもあります。雪が多くなる前に必ず点検し、悪いところがあれば早めに修繕するようにしてください。
- ◆屋根の雪や氷、つららは、気温が上がったり雨が降ったりすると特に落ちやすくなるため、早めに取り除くようにしてください。雪下ろしをする際は、歩行者などに危険のないよう十分に注意してください。
- ◆屋根から大量の雪が落ちたときは、事故がないかすぐに確認するとともに、歩行者の通行の支障にならないよう処理してください。
- ◆敷地内の雪を道路に出すと歩行者などの迷惑になりますので、出さないようにしてください。
- ◆軒下の通行はできるだけ避け、通行するときは十分注意するようにしてください。
- ◆小さなお子さんは歩道で遊ばないようにしてください。
- ◆ビルの壁や窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険ですので、付着した雪や氷を取り除くようにしてください。

北海道開発局・北海道・北海道警察・弟子屈町